

平成二十四年二月二十一日提出
質問第八七号

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書

野田内閣は平成二十四年二月十七日、「社会保障・税一体改革大綱」（以下、「大綱」という。）を閣議決定したが、これは去る一月六日に閣議報告された「社会保障・税一体改革素案」（以下、「素案」という。）を概ね踏襲する形となり、この間に政府内で検討が深まらなかったことは疑問である。また、素案は社会保障部分と税部分で書きぶりに大きな差があり、大綱の社会保障部分については、当然、書きぶりを精緻なものとするべきであったと考える。大綱は閣議決定文書としては異例な形になっているのではないかという見方から、以下六項目にわたり質問する。

- 一 大綱の社会保障部分と税部分との間で、書きぶりがかなり異なっているが、その理由を伺う。
- 二 大綱の社会保障部分における「○」「☆」「・」の使い分けの考え方を確認する。
- 三 大綱第3章の「2. 医療・介護等①」では、柱立てが「(1)」、「i」の順であるのに、「4. 年金」では、「I」、「(1)」の順になっている旨確認する。また、両者で柱立ての符号の使い方が異なることは、適当ではないと思われるが、内閣の見解を確認する。

四 大綱の文書審査は、内閣のどのセクションでなされたのか、伺う。

五 四のセクションでは、公文書の基本的な書き方に従って審査をしたと言えるのか、内閣の見解を確認する。

六 大綱は、書きぶりの不統一からして、閣議決定としては不適切であり、内容的にもより充実を期すべきものと考えるが、内閣の見解を伺う。
右質問する。